

川崎市交通局訓令第3号

局内一般

営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「介護休暇又は介護時間」を「介護休暇、介護時間、組合休暇又は子育て部分休暇」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項中「第12条の5第5項」を「第12条の6第5項」に改め、同項を第5項とし、第7項中「第12条の5第5項」を「第12条の6第5項」に改め、同項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条に次の1項を加える。

8 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出については、川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年交通局規程第4号）第4条（第2項を除く。）の規定を準用する。

第14条第2項及び第3項並びに第22条第3項中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改める。

第30条第1項中「旅費管理システム」を「旅費システム」に改める。

別記第1号様式中「庶務課」を「職員課」に改める。

別記第5号様式中「庶務課長」を「職員課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。